

13.男女共同参画関係施策についての苦情の処理を行う体制

(平成16年4月1日現在)

団体名	体制の有無		体制整備年月日	処理体制の種類					処理機関名	専従担当者数		受付窓口	処理等の件数 (H15.4.1 - H16.3.31)						苦情処理体制のある市区町村数		
	有	無		第三者機関(苦情処理委員等)	第三者機関(行政オンブズマン等)	既存審議会の活用	庁内審議会等の意見聴取有	常勤		非常勤	要処理			処理			未済				
											総数		前年度以前受付	当該年度受付	総数	処理済(回答済)		非該当その他			
北海道			H13.10.1						北海道男女平等参画苦情処理委員	2		北海道環境生活部男女平等参画推進室	2		2	2	2	0	9		
青森県			17年度中を自達に体制について検討中																1		
岩手県			H15.4.1						岩手県男女共同参画調整委員	3		青少年男女共同参画課	1		1	1	1	0	9		
宮城県			H8.11.1						県政オンブズマン	2	4	県政オンブズマン相談室	0		0			0	6		
			H13.4.1						男女共同参画推進課(みやぎ男女共同参画相談室)	2		みやぎ男女共同参画相談室(相談室,もその窓口となり,必要に応じて県政オンブズマン等を紹介する。)	0		0			0			
秋田県			H14.4.1						男女共同参画審議会(苦情処理部会)			男女共同参画課	0		0			0	1		
山形県			H14.11.1						県男女共同参画室			県男女共同参画室	0		0			0	0		
福島県			H14.7.1						男女共同参画推進員	2		男女共生センター	18	18	11	11		7	6		
茨城県			H14.4.1						茨城県男女共同参画苦情意見処理委員会	1		女性青少年課	0		0			0	9		
栃木県			H15.4.1						男女共同参画審議会苦情等調査部会			女性青少年課男女共同参画担当	1		1	1	1		0	6	
群馬県			体制について整備中																3		
埼玉県			H12.10.1						埼玉県男女共同参画苦情処理機関	6		総務部男女共同参画課	3	2	1	3	3		0	15	
千葉県																			4		
東京都			H12.4.1						生活文化局都民生活部男女平等参画・青少年対策室他			各関係部署	59		59	59		59	0	11	
神奈川県			H14.4.1						男女共同参画課 施策担当課			男女共同参画提案等受付窓口	1		1	1	1		0	9	
新潟県			H14.8.1						施策担当課			男女平等社会推進課	1		1	1		1	0	6	
富山県			H13.4.1						男女参画「ラネテ」課			富山県民生センター	0		0				0	4	
石川県			H14.4.1						石川県男女共同参画苦情処理委員	3		男女共同参画課	0		0				0	2	
福井県			H15.4.1						男女参画 県民活動課			男女参画 県民活動課	1		1	1	1		0	8	
山梨県			H14.5.10						男女共同参画課			男女共同参画課	0		0				0	1	
長野県			H15.4.1						長野県男女共同参画推進指導委員			男女共同参画課	0		0				0	6	
岐阜県			H15.11.1						地域県民部男女共同参画室			地域県民部男女共同参画室	0		0				0	6	
静岡県			H13.7.31						男女共同参画室	3		男女共同参画室	8		8	8	8		0	10	
愛知県			H14.10.1						男女共同参画室			窓口には限らず設けていない。	0		0	0			0	3	
三重県			H10.4.1						三重県総合企画局 広聴広報室 県民の声相談グループ	3		左記の処理機関は、県庁全体の総合窓口であり、回答は各所属が行う。	1		1	1	1		0	12	
滋賀県			H14.4.1						施策担当課			男女共同参画課 施策担当課	0		0				0	5	
京都府			H16.4.1						施策担当課			男女共同参画担当課及び施策担当課							2		
大阪府			H14.8.1						男女共同参画施策苦情処理委員	3		男女共同参画課	3	2	1	2	1	1	1	5	
兵庫県			H14.10.1						男女共同参画申出処理委員	3		男女共同参画申出処理委員事務局(男女家庭課)	1	1	1	1	1		0	2	
奈良県			従前から各課で対応							施策担当課			施策担当課	2	1	1	2	2		0	5
和歌山県																				3	
鳥取県			H13.4.1						男女共同参画推進員	4		男女共同参画センター	5		5	4	4		1	5	
島根県			H14.6.1						男女共同参画室			男女共同参画室	1	1	1	1	1		0	5	
岡山県			H14.4.1						男女共同参画課			男女共同参画課	2	0	2	2	2	0	0	11	
広島県			H14.4.1						男女共同参画推進室			男女共同参画推進室	0		0				0	4	
山口県			H12.10.1						男女共同参画課	3		男女共同参画課 中央県民相談室	0		0				0	10	
徳島県			H14.4.1						男女共同参画課			男女共同参画プラザ「はばたき」県庁の一般窓口	1	1	1	1	1		0	4	
香川県			H14.5.1						香川県男女共同参画審議会(苦情処理専門委員会)			青少年男女共同参画課	0		0				0	1	
愛媛県			H14.10.1						愛媛県男女共同参画推進委員	3		愛媛県女性総合センター内男女共同参画推進委員事務局	6	1	5	4	3	1	2	3	
高知県			平成16年7月開設予定																	4	
福岡県			H13.10.19						男女共同参画推進課及び関係各課			男女共同参画推進課	0		0					10	
佐賀県			H13.4.1						男女共同参画課	1	57	男女共同参画課 男女共同参画推進員 県民総合相談 情報提供窓口	9		9	9	6	3	0	3	
長崎県			H14.4.1						男女共同参画室	1		県北振興局総務企画課 島原振興局、五島、壱岐、対馬支庁の各総務課			0				0	12	
熊本県			H14.4.1						男女共同参画・パートナーシップ推進課			男女共同参画・パートナーシップ推進課 男女共同参画センター 各地域振興局	0		0				0	10	
大分県			H14.6.1						県民生活 男女共同参画課	1		県民生活 男女共同参画課 消費生活 男女共同参画プラザ	0		0				0	0	
宮崎県			H15.10.1						施策担当課			青少年男女参画課	0		0				0	1	
鹿児島県			H14.1.1						青少年男女共同参画課			青少年男女共同参画課	18		18	18			0	6	
沖縄県			H7.4.1(オンブズマン設置年月日)						行政オンブズマン	2	3	行政オンブズマン相談窓口	0		0				0	0	
札幌市			H15.1.1						男女共同参画課			男女共同参画課 男女共同参画センター オンブズマン窓口	1		1	1	1		0		
仙台市			H15.7.1						男女共同参画課			仙台市男女共同参画推進センター エル・ソラ仙台	1		1	1	1		0		
千葉市			H15.4.1						男女共同参画苦情処理委員	4		男女共同参画相談室	3		3	3		3	0		
横浜市			H13.7.1						男女共同参画相談センター男女の人権相談室	2		処理機関のみ	0		*なお、人権侵害事案は別件取扱	0			0		
川崎市			H2.11.1						市民オンブズマン	5	6	市民オンブズマン事務局	0		0				0		
名古屋市			H14.11.1						名古屋市男女平等参画苦情処理委員	3		総務局総合調整部男女平等参画推進室	5	5	3	3			2		
京都市			H16.4.1						男女共同参画苦情等処理専門員			京都市女性総合センター									
大阪市			H15.7.1						大阪市男女共同参画苦情処理委員	1	3	大阪市市民局市民生活振興部男女共同参画課	2		2	1		1	1		
神戸市			H15.10.1						男女共同参画苦情処理委員	1		男女共同参画課	4		4	1	1		3		
広島市			H13.9.28						男女共同参画室			男女共同参画室	1		1	1	1		0		
福岡市			平成16年10月1日開設予定																		
北九州市			S58.1.1						男女共同参画推進部	4		男女共同参画推進部	0		0				0		
さいたま市			H15.10.1						さいたま市男女共同参画苦情処理委員	3		男女共生推進課	1		1	1		1	0		
計	55	6		18	5	4	31	24		23	126		162	32	130	145	75	70	17		

(注)1.都道府県 政令指定都市については、内閣府男女共同参画局参事官室調べ。

2.体制の有無、処理体制の種類は、該当する欄に をつけている。

3.処理等の件数は、以下により計上。

要処理 前年度までに受け付けたが処理が当該年度に繰り越された苦情及び当該年度に受け付けた苦情の件数。

処理 申出人への回答を終了した苦情及び要件を満たさないため非該当とした苦情等の件数。

未済 申出人への回答を終了しておらず、処理を翌年度に繰り越す苦情の件数。

4.苦情処理体制のある市区町村数は、政令指定都市も含む。